

その他の議案

- ・ 税条例の一部改正
- ・ 小学校及び中学校の設置等に関する条例の一部改正
- ・ 生涯学習室設置及び管理に関する条例の一部改正
- ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正
- ・ 農地中間管理機構関連土地改良事業に係る特別徴収金に関する条例の一部改正
- ・ 令和6年度一般会計繰越明許費に係る繰越計算書
- ・ 令和6年度下水道事業会計予算繰越計算書
- ・ 令和6年度土地開発公社事業経営状況
- ・ 令和6年度一般会計継続費繰越計算書

を審議し、原案どおり可決した。

※繰越明許費

予算成立後、年度内にその支出が終わらないものについて、翌年度に繰り越して使用することが認められる経費。

議会交流会に参加しませんか



神戸町議会では、議員と町政について意見交換をする各種団体を募集しています。

「神戸町の未来を考えよう」「住みたい、住んでみたいまちって?」など、自由にテーマを設定し、ワークショップ形式で行います。

ご希望の団体は、議会事務局までご連絡ください。

- ◆応募資格 町内各種団体
- ◆開催場所 神戸町役場ほか
- ◆問い合わせ 議会事務局
TEL 27-5363
FAX 27-2300

第5回 臨時議会

令和7年第5回臨時議会は、7月1日に召集され、1日の会期で行われた。
一般会計補正予算（第2号）ほか1議案について審議し、原案どおり可決して閉会した。

非常勤の特別職職員報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律の公布に伴い、選挙長をはじめ、投票所や期日前投票所での投票管理者や投票立会人、また開票所での開票立会人などの報酬額の改正を行った。

一般会計補正予算（第2号）

820万円を追加

一般会計予算は、820万円が追加され、総額8億9570万円となった。
歳出は、参議院議員通常選挙に係る報酬額の増額分20万円、ポスター掲示場設置委託料35万円を追加した。
これに対する歳入は、全額県支出金である。
ほかに歳入として、神戸町西座倉土地区画整理事業地内にある神戸町所有の土地の売却収入の一部765万円を計上し、その同額を公共施設整備基金に積み立てる。

これに対する歳入は、全額県支出金である。
ほかに歳入として、神戸町西座倉土地区画整理事業地内にある神戸町所有の土地の売却収入の一部765万円を計上し、その同額を公共施設整備基金に積み立てる。

